

第三十七回国会 参议院 建設委員会 會議録 第二号

昭和三十五年十二月十五日(木曜日)午前十時三十一分開会  
出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿蔵君  
理事 田中 清一君  
松野 孝一君  
武藤 常介君  
田中 一君

委員

岩沢 忠恭君  
小沢久太郎君  
太田 正孝君  
米田 正文君  
内村 清次君  
武内 五郎君  
田上 松衛君  
村上 義一君  
田中 角榮君  
中村 梅吉君  
田村 元君  
山内 一郎君

衆議院議員

政府大臣 建設大臣 中村 梅吉君  
建設政務次官 田村 元君  
建設省河川局長 山内 一郎君  
事務局側  
常任委員 武井 篤君  
会専門員

本日の會議に付した案件  
○北陸地方開発促進法案(衆議院送付、予備審査)  
○中国地方開発促進法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(稲浦鹿蔵君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

このたび新たに建設大臣に就任されました中村梅吉君、政務次官に就任されました田村元君からそれぞれ就任のごあいさつをいたしましたとの申し出がございまして、この際何れもことにいたしたいと存じます。

○國務大臣(中村梅吉君) 中村でございます。この機会に一言ごあいさつさせていただきます。先般の池田第二次内閣の組閣にあたりまして御承知の通り、不肖まことに微力短才でございますが、建設大臣を担当することになりました。まことに不なれでございますが、各位の御指導、御鞭撻を賜わりつつ、努めて微力の限りを尽くしまして遺憾なきを期したいと思っております。どうぞ一つよろしく御指導のほどお願いいたします。

○政府委員(田村元君) ごあいさつ申し上げます。このたび建設政務次官の仕事を担当いたしますことになりました。何分にも弱筆浅学非才でございますが、どうか先輩各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 次に北陸地方開発促進法案を議題といたします。まず提案理由の説明をお願いします。提案者衆議院議員田中角榮君。

○衆議院議員(田中角榮君) ただいま上程せられました北陸地方開発促進法案につきまして、私は自由民主党・日本社会党及び民主社会党を代表して、

その提案の理由を御説明申し上げます。

北陸地方の開発促進につきましては、去る三十四国会において、北陸地方開発促進に関する決議が満場一致をもって可決されたのでありますが、この決議の趣旨等からも明らかであります。すなわち、この地方は経済・産業・民生すべての面において、太平洋沿岸諸地域に比し、著しい立ちおくれを余儀なくせられ、いわゆる裏日本の宿命のもとにおかれておるのであります。これを全国的な水準に引き上げ、当面の緊急課題たる地域的格差を除去するため、特段の施策を必要とする幾多の問題をかかえているのであります。

すなわち、本地方は本土中央部を縦断する山脈のため太平洋側との連絡交通が妨げられ、かつ積雪・寒冷等の自然的悪条件に果せられて、産業はふるわず、財政、経済力は極めて弱体であります。例えば昭和三十四年度の基準財政需要に対する収入の比率についても、わずかに三三・九%にすぎず全国平均に遠く及ばない状態でありまして、この一事をもつても本地方の低位後進性は顕著であり、このままに推移しますならば地域間の格差はますます増大し、経済成長政策に逆行する結果をもたらすことは明らかであります。

他方、本地方は農林水産・観光資源はもとより電力、用水、労働力等特に豊富な資源に恵まれ、かつ日本海を中心とする対岸貿易の拠点的作用をにな

い、さらに京浜・中京及び阪神の三大商工業地帯と密接につながる等特殊の立地条件のもとにおかれ、今後、外に向かつては対岸貿易の促進、内に向かつては背後地との交通連絡網の整備拡充、産業立地計画の促進をはかる等、施策のよろしきを得るに於いては、ひとり本地方のみならず、広く我が国経済の発展、民生の向上に寄与するところきわめて大なるものがあると信ずるのであります。

このような特殊事情のもとにおいて、本地方の総合開発を促進するためには、準拠すべき基本法の制定がぜひとも必要であると存する次第であります。

これがこの法律案を提出する理由であります。

次に法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、内閣総理大臣が北陸地方開発審議会の審議を経て、北陸地方開発促進計画を作成することを規定いたしました。

第二は、北陸地方開発審議会に關し、その設置、所掌事務、組織その他必要な事項についての規定であります。部会の設置その他審議会の具体的な運用については政令をもって定めるといたしました。

第三は、開発促進計画に基づく事業の実施及び調整についてであります。が、開発促進計画に基づく事業はこの法律に定めるもののほか、当該事業に關する法令の規定に従つて、地方公

共団体その他のものが実施するものと、経済企画庁長官が毎年度事業計画及び資金計画の調整を行なうこととしたのであります。

第四は、開発促進計画の実施について、政府は必要な資金の確保をはかり、かつ財政の許す範囲内において、その実施の促進に努めなければならないことを規定いたしましたものであります。

なお、これについては一般会計予算の増額を期すほか、地方産業育成のための財政資金の確保についても、特段の考慮を払うべきことは論をまたないところであります。

さらにまた、本法の附則において、開発促進計画が作成された場合には、開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費にかかわる国の負担または補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めることとした。

なお、この法律の制定に伴い、必要な関係法律の一部改正を行なうことを規定いたしました。

以上がこの法律案の要旨であります。が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 次に中国地方開発促進法案を議題といたします。まず提案理由の説明を聴取することいたします。提案者衆議院議員田中角榮君。

○衆議院議員(田中角榮君) たいま  
上程せられました中国地方開発促進法  
案について、私は自由民主党・日本社  
会党及び民主社会党を代表して、その  
提案の理由を御説明申し上げます。

中国地方の開発促進につきましては  
は、去る三月三十四国会におきまし  
て、中国地方開発促進に関する決議が  
満場一致で可決されたのであります  
が、この決議の趣旨等からも明らかで  
ありますように、本地方の経済・民生  
その他の地域的後進性を打破するた  
め、この際、画期的施策を講ずること  
が強く要望せられておるところであり  
ます。

特に政府がさきに策定いたしました  
経済成長政策を達成いたしますために  
は、地域的格差の除去、産業・人口の  
適正配置をはかりますことが当面の課  
題であり、この問題の解決こそがわが  
国経済の安定的伸長発展をもたらすゆ  
えんであることは言うまでもありませ  
ん。

今ここに、本地方の内包する問題点  
について二、三の例証を試みますなら  
ば、

- (一) 本地方は、一部臨海地域を除  
き、総じて第一次産業の占むる比  
重がきわめて大きく、従って、住  
民の所得は、全国水準をはるかに  
下回り、地場資本の蓄積に乏し  
く、各県財政の実情について見ま  
しても、総予算に占むる自主財源  
の比率はわずかに二五%、全国平  
均三三%に對比して、実に八%の  
低位を示しているのであります。
- (二) 本地方は、その中央部に中国山  
脈が縦走しているため、本来、同  
一経済圏として、共同一体的発展

を遂ぐべき陰・陽両地域が、相互  
の連絡交通の円滑を欠き、本地方  
の総合的開発に決定的阻害要因を  
なしているものであります。

(三) また、本地方は、その大部分  
が、特殊土壤、急傾斜、積雪寒冷、湿  
田単作地帯等におかれ、もともと  
と国土総合開発法において、それ  
ぞれ特別の地域指定を受けなが  
ら、その対策事業が従来きわめて  
微温的であつたため、今なお旧態  
依然たる低位生産性を脱脚し得な  
い実情にあります。

特に、山陰・山陽中北部一帯は  
未開の山間僻地として取り残さ  
れ、また、内海には、全国屈指の  
数多い島嶼をかかえまして、開発  
の立ちおくれは最も著しいものが  
あります。

(四) しかるに他面、本地方は、阪神・  
北九州の二大工業地帯の間に介在  
いたしました、三面に海をめぐら  
し、臨海工業地帯の造成適地はも  
とより、産業立地上幾多の好条件  
に恵まれており、また、近代工業  
の必須的動力たる水、電力、労  
働力等の資源をきわめて豊富に内  
蔵いたしておきまして、これら  
の立地条件の優位を活用するとと  
もに、陰・陽両地域にわたつて、  
経済基盤の総合一体的な培養整備  
をはかりましたならば、開発効果  
は瞭然として期してまづべきもの  
があると確信するものでありま  
す。

ときあたかも、政府は経済成長政策  
の強力な実施推進を期し、公共投資の  
増大とともに、国土の総合的開発に特  
段の施策を講ずるところで

ありますが、本地方の開発について  
は、如上のごとき実情にかんがみ、特  
にこの際、特別の立法措置を行ない、  
開発事業の画期的推進をはかること  
が、きわめて緊要であると思つたので  
あります。

以上が本法律案を提出する理由であ  
ります。

次に法案の要旨について御説明いた  
します。

第一は、内閣総理大臣が、中国地方  
開発促進計画の作成を行なうことに  
ついて規定したものであります。総理  
は、後述する中国地方開発審議会の議  
を経て、これを行なうこととしたして  
おります。

第二は、中国地方開発審議会の設置  
とこれに伴う所掌事務・組織その他必  
要な事項について規定いたしました。

なお、特定の重要事項を審議検討す  
るための部会の設置、その他審議会の  
具体的運用については政令をもつてこ  
れを定めることとしたしております。

第三は、開発促進計画に基づく事業  
の実施に関する規定であります。開  
発促進計画に基づく事業は、この法律  
に定めるもののほか、当該事業に関す  
る法令の規定に従つて、国、地方公共  
団体その他のものが実施するものと  
し、それぞれの事業の総合かつ、効率  
的な実施推進を期するため、経済企画  
庁長官が毎年度、事業計画及び資金計  
画の調整を行なうこととしたしたので  
あります。

第四は、開発促進計画の実施を促進  
するための財政上の措置に關してで  
ありますが、政府は開発促進計画を実  
施するために必要な資金の確保をはか

り、かつ財政の許す範囲において、そ  
の実施の促進に努めなければならない  
と規定いたしております。

なお、これについては一般会計予算  
の増額を期するほか、地方産業育成の  
ための財政資金の確保についても、特  
段の考慮が払われるべきものと存じま  
す。また、開発促進計画に基づく事業  
の実施促進に伴う、地方財政再建促進  
特別措置法との関係については、財政  
再建団体及び財政再建法準用団体であ  
る県が、開発促進計画に基づく事業を  
円滑に実施できるように、自治大臣  
が、財政再建計画の変更の承認にあ  
らつて、特別の配慮を行なわねばなら  
ないと規定いたしております。

なお、本法附則において、本法と九  
州地方開発促進法との双方に包含せら  
れている山口県の取り扱いについて、  
特に規定いたしました。すなわち、本  
法の施行に伴い、開発計画が実施の段  
階に入り、かつまた事業が円滑に推進  
せられる時期において、政令の定める  
ところにより、山口県を九州地方より  
切り離し、本地方開発促進計画に一元  
化することとしたしております。

次はこれらの事業の実施にあつて  
の国の特別の助成措置についてであり  
ますが、本地方の開発促進計画が作成  
された場合、重要事業に対する国の負  
担率、補助率の割合について所要の改  
正を行なうこととしたしまして、附則  
第三項にその規定を設けたのでありま  
す。

以上がこの法律案の要旨であります  
が、何とぞ慎重審議の上、すみやかに  
御賛同あらんことをお願いする次第で  
あります。

○委員長(稲浦隆憲君) 両案について  
の質疑は次回に譲ることにしたしま  
す。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十四時四十五分散会

十二月十三日本委員会に左の案件を付  
託された。

- 一、滋賀県野洲川の直轄河川編入に  
関する請願(第五号)
- 一、国道一六一号線の一級国道昇格  
に關する請願(第六号)
- 一、山形県笹谷トンネルを有料道路  
方式として開きくするの請願(第  
一六号)

- 一、二級国道清水上田線の一級国道  
昇格に關する請願(第六五号)
- 一、光華靈園建設要地払下げに關す  
る請願(第八二号)
- 一、地方道若手県久慈市、秋田県十  
和田町間の二級国道指定促進に關  
する請願(第九一号)

第五号 昭和三十五年十二月五日受  
理  
滋賀県野洲川の直轄河川編入に關する  
請願  
請願者 滋賀県議會議長 奥村  
悦造  
紹介議員 村上 義一君

淀川支川の滋賀県野洲川は、大正十年  
臨時治水調査会において改修河川とし  
て決議されたが、その改修工事は遅々  
として進まずために全川いたる所ろろ  
水はなはだしく、噴水個所も点々とし  
て残存し昨年の伊勢湾台風のときには  
ついに下流域において決壊し相当の被  
害を受けたのである。このままの状態  
で放置する時は全川決壊の不幸を招く  
は火を見るよりも明らかであり、万一

このような事態が発生すれば、本県穀倉地帯を一時にして失うこととなるから、国会においては地方財政の現況等を勘案の上、国家的見地から本川を直轄河川に編入せられたいとの請願。

第六号 昭和三十五年十二月五日受理  
国道一六一号線の一級国道昇格に関する請願

請願者 滋賀県議会議長 奥村悦造  
紹介議員 村上 義一君

国道一六一号線(大津―敦賀間)は、京阪神地帯と北陸地方とを結ぶ最短距離の路線であつて、これが利用度は近時ますます増大しており、四季を通じて京阪神、中京、北陸地方からの大型観光バスが陸路として続いている有様である上、今津駐とん陸上自衛隊の本道路利用度は最近非常に増加の傾向にあり、かつ本路線は、裏日本を縦断する国道八号線と直結している関係上、舞鶴、敦賀両港の活発化に伴い、今後ますます本路線は政治的、経済的に重要なものと考えられるから、ぜひとも本路線を一級国道に昇格し、もつて国の直轄道路として、これが整備促進を図られたいとの請願。

第一六号 昭和三十五年十二月五日受理  
山形県笹谷トンネルを有料道路方式として開きするの請願

請願者 山形市長 大久保伝蔵  
紹介議員 村山 道雄君  
主要地方道仙台、川崎、山形線(通称笹谷街道)の山形県境部笹谷峠にトン

ネルを開きすることによつて、仙台、山形を結ぶ最短かつ、もつとも積雪の少ない道路を実現することは、関係地域民の熱烈な要望となつており、その経済的効果はきわめて大きいものが期待されるのであるが、トンネル開きに要する工事費が実に五億八千四百四十万円という巨額に達する見込みであるため、公共事業としては遺憾ながら目下着工の見通しが立てられていない実情であるから、日本道路公団による有料道路としてこれを実現するよう格別の配慮をせられたいとの請願。

第六五号 昭和三十五年十二月六日受理  
二級国道清水上田線の一級国道昇格に関する請願

請願者 長野県議会議長 羽田義知  
紹介議員 羽生 三七君

二級国道清水上田線は、静岡県清水港を起点とし、長野県上田市において一級国道十八号線に接続して新潟県直江津港に達し東海地方と北陸、羽越地方を連絡して中部日本を横断している重要幹線道路である。特に同線は、長野県を縦断してその産業経済、文化、観光開発等に重要な役割を果たしているため、早くから一級国道とするよう社会的要請が極めて強い実情にあるから、清水、上田線をすみやかに一級国道に格上げされるよう配慮せられたいとの請願。

第八二号 昭和三十五年十二月七日受理  
光華靈園建設要地払下げに関する請願

光華靈園建設要地払下げに関する請願

請願者 京都市下京区岡ノ町正  
面光華靈園建設委員会  
内 大谷豊満外四百三十二名  
紹介議員 一松 定吉君

戦争の結果無縁仏となつた者等の霊をねんごろに祭ることは、生存者の義務であるばかりでなく、国民精神の作興となることであるから、第九回国会中衆議院に提出採択された請願第三十一号中の要項十一箇条を遵奉し、無縁仏その他を一括しての祭り所として大霊園光華靈堂を建設したいから、これに必要な国有土地(第一予定地元地名東京府南多摩郡加住村滝山城し東広場、第二予定地元地名東京都八王子市小宮町栗ノ須河川敷広場)を払い下げられたいとの請願。

第九一号 昭和三十五年十二月八日受理  
地方道岩手県久慈市、秋田県十和田町間の二級国道指定促進に関する請願(二通)

請願者 岩手県議会議長 山崎権三外一名  
紹介議員 谷村 貞治君

東北地方特に岩手県、秋田県は、産業経済はもとよりその他の面において、いまだ後進性が強く、先進県に比していちじるしき較差を余儀なくされているが、これは道路交通網の不備と適切な道路線の皆無がその大なる原因となつてゐる。特に、日本内地の最北端に位置する岩手県久慈市と秋田県能代市とを結ぶ交通網の不備は、内陸地方資源と海産物、林産物、農産物の交易を阻害し、両地方住民にじんだなる経済的損失を与えているから、岩手県久

慈市を起点とし山形村、九戸村、一戸町、福岡町、浄法寺町、安代町及び秋田県花輪町を経て十和田町において二級国道十和田、大館線に接続する地方道(県道)を早急に二級国道に指定せられたいとの請願。

十二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、中国地方開発促進法案(衆)  
一、北陸地方開発促進法案(衆)

中国地方開発促進法案

中国地方開発促進法

(この法律の趣旨)  
第一条 この法律は、中国地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。  
(定義)  
第二条 この法律において「中国地方」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域をいふ。

(中国地方開発促進計画)  
第三条 内閣総理大臣は、中国地方開発促進法の審議を経て、中国地方開発促進計画(以下「開発促進計画」といふ。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、中国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。  
3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができ

(中国地方開発促進法の設置)  
第四条 総理府に、中国地方開発審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。  
(審議会の所掌事務)  
第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項  
二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項  
三 前各号に掲げるもののほか、中国地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合において、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができ

(審議会の組織)  
第六条 審議会は、委員三十二人以上で組織する。  
2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人
- 三 関係行政機関の職員 十人以上
- 四 関係県の知事 五人
- 五 関係市長を代表する者 一人
- 六 関係町村長を代表する者 一人

七 開発促進計画に關し学識経験のある者 七人以内

3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任されることのできる。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七條 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八條 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。  
(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十條 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に關して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に關する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一條 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開發促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画を変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、

同法第三條第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開發促進計画に基づく事業を実施する原で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、政令で定める日から施行する。

(開發促進計画作成の場合の特別措置)

2 前項ただし書に規定する政令は、開發促進計画が九州地方開發促進計画のうち特にこれと密接な関連を有するものについて十分考慮して作成された後、これに基づく事業と九州地方開發促進計画に基づく事業との実施がともに円滑に行なわれるような時期において、定めるものとする。

(国の負担又は補助の割合についての特別措置)

3 開發促進計画が作成された場合において、中国地方の県に係る当該開發促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別

の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。  
(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和三十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中中国地方開發促進法の項の次に次のように加える。

中国地方開發促進法(昭和三十五年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

5 国土綜合開發法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「又は四国地方開發促進計画」を、「四国地方開發促進計画又は中国地方開發促進計画」に改める。

(經濟企画庁設置法の一部改正)

6 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第十五号の次に次の一号を加える。  
十五の五 中国地方の開發の促進に關する基本的な政策及び計画を企画立案すること。  
第四條第二十号のルの次に次のように加える。  
ヲ 中国地方開發促進法(昭和三十五年法律第...号) 第九條に次の一号を加える。  
十 中国地方の開發の促進に關すること。

(九州地方開發促進法の一部改正)

7 九州地方開發促進法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二條中、「鹿兒島県及び山口県」を「及び鹿兒島県」に改める。  
第六條第一項中「三十七人」を「三十六人」に、同條第二項第四号中「八人」を「七人」に改める。

北陸地方開發促進法案  
北陸地方開發促進法  
(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、北陸地方における資源の総合的開發を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。  
(定義)

第二條 この法律において「北陸地方」とは、富山県、石川県及び福井県の区域をいう。  
(北陸地方開發促進計画)

第三條 内閣総理大臣は、北陸地方開發促進法の審議を経て、北陸地方開發促進計画(以下「開發促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開發促進計画は、北陸地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開發の促進に關する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開發促進計画に關し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。  
(北陸地方開發促進法の設置)

第四條 総理府に、北陸地方開發促進法(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第五條 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

- 一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項
- 二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、北陸地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると思われる場合には、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第六條 審議会は、委員二十八人以上で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。
  - 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人
  - 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人
  - 三 関係行政機関の職員 十人以上
  - 四 関係県の知事 三人
  - 五 関係市長を代表する者 一人
  - 六 関係町村長を代表する者 一人
  - 七 開発促進計画に関し学識経験のある者 五人以内
- 3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合には、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七條 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八條 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九條 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十條 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一條 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国の負担又は補助の割合についての特別措置

2 開発促進計画が作成された場合において、北陸地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中国地方開発審議会の項の次に次のように加える。

北陸地方開発促進法（昭和三十年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
--

(国土総合開発法の一部改正)

4 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は中国地方開発促進計画」を「中国地方開発促進計画又は北陸地方開発促進計画」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の五の次に次の一号を加える。

十五の六 北陸地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号のロの次に次のように加える。

ワ 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第 号）

第九条に次の一号を加える。

十一 北陸地方の開発の促進は関すること。

昭和三十五年十二月十七日印刷

昭和三十五年十二月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局